

平成 2 0 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成 2 1 年 3 月 2 3 日開催

福島県消費生活審議会

1 日 時 平成21年3月23日(月) 午後1時30分～午後3時25分

2 場 所 杉妻会館3階 「百合A」

3 出席者 委員11名、事務局7名

消費生活審議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等	備考
学 識 経 験 者	菅野 昭弘	弁護士	
	鈴木 里子	郡山女子大学教授	
	高瀬 雅男	福島大学教授	会長
	千葉 和彦	弁護士	欠席
	新田 直樹	司法書士	
	渡邊 哲	福島学院大学准教授	
消 費 者	伊丹 節子	財団法人福島県婦人団体連合会理事	
	加藤 幸枝	(公募委員)	欠席
	菊地 千津子	(公募委員)	
	舟木 やよい	福島県生活協同組合連合会理事	
	村野井 ヨシ子	福島県消費者団体連絡協議会理事	
事 業 者	追分 富子	福島県商工会議所女性会副会長	欠席
	加藤 雅実	日本チェーンストア協会東北支部事務局長	欠席
	中野 竹治	福島県生活衛生同業組合連合会会長	
	根本 佳夫	福島県商工会連合会専務理事	欠席
	宝槻 直志	全国農業協同組合連合会福島県本部副本部長	

4 議 題

- (1) 国の消費者行政をめぐる状況について
- (2) 平成21年度本県の消費者行政の概要について

5 概 要

(1) 開 会

定刻（13時30分）となり、委員総数16名中11名の出席により、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条第3項に定める定足数を充たしているのを審議会が成立していることを確認し、大津主任主査が開会を宣言した。

(2) あいさつ

〔藤原生活環境部政策監〕

- ・本日は、年度末の御多用な中にもかかわらず御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。
 - ・また、日ごろ消費者行政をはじめ環境保全や交通安全など、本県の生活環境行政に御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。
 - ・最近の消費者を取り巻く環境については、不当請求や高齢者を狙った悪質商法が後を絶たないなど、消費者問題はこれまでも増して多様化し、巧妙化してきている。
 - ・中国産牛乳のメラミン混入や、事故米の流通、食品の産地偽装など、食の安全を揺るがす事件が相変わらず多数発生している。
 - ・世界的な金融危機の影響を受け、わが国の景気も急速に悪化しており、雇用情勢も厳しさを増す中、多重債務者の増加も懸念される。
 - ・国では、消費者行政を一元化するため消費者庁を設置して、地方の消費生活センターを法的に位置づけるなど、国と地方が一体となった消費者行政の強化を図るべく推進しており、現在、消費者庁関連法案について、国会で審議が始まったところである。
 - ・県では、来年度、庁内に消費者問題調整会議を設置し、新たに発生する消費者問題を部局横断的に対応するほか、国の交付金を活用して消費者行政活性化のための基金を造成し、県消費生活センターの相談時間の延長や休日における無料法律相談の開始、高齢者への啓発強化、市町村への支援など、消費者行政体制強化のための各種施策を推進していくことにしているため、今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。
 - ・本日の審議会では、国の消費者行政をめぐる状況や、来年度における主な本県の消費者行政の概要について御説明をさせていただくので、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない意見をお願いしたい。
- ・＜高瀬委員が会長席に移動＞

(3) 議事録署名人の選出

[高瀬議長]

- ・議事録署名人については、議長指名でよろしいか。

<委員全員異議なしの声>

[高瀬会長]

- ・議事録署名人を、渡邊委員と村野井委員にお願いする。

<渡邊委員、村野井委員ともに了解の旨回答>

(4) 議 事

[高瀬会長]

- ・まず、議題の(1)「国の消費者行政をめぐる状況について」、事務局より説明をお願いします。

<稲村消費生活課長から資料に基づき説明>

[高瀬会長]

- ・只今の事務局の説明について、質疑等があれば御発言願いたい。

[伊丹委員]

- ・現在は市民課などから(消費生活に関する)案内が届いているが、県内には消費生活センターがいくつあるのか。

[稲村消費生活課長]

- ・福島市、郡山市、いわき市、県の4か所に設置している。

[高瀬会長]

- ・参考資料「平成19年度市町村への消費生活相談件数について」、何か事務局から補足説明はあるか。

[稲村消費生活課長]

- ・消費生活センターが設置されている市や、消費生活センターはないが相談員がいる須賀川市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市等の相談件数が多くなっている。

〔新田委員〕

- ・消費生活センターと相談員がいるところの違いはなにか。

〔稲村消費生活課長〕

- ・消費生活センターは、週4日以上専門の相談員がいて、パイオネット（PIO-NET）が備えられているなどの要件がある。そして、組織的、設備的に整っている。
- ・相談員だけがいる市町村は、活動が弱いところがある。

〔渡邊委員〕

- ・センターの位置づけは、設置条例があつて、相談員の業務が決めてられていて、あつせん業務を行っている。相談員だけがいる市町村は、あつせん業務ができないと認識している。

〔村野井委員〕

- ・努力というと、消費生活センターは必ず設置しなければならないのか。

〔高瀬会長〕

- ・県は必置であるが、既に全ての県に設置されている。市町村は、台所事情もあり進んでいない。

〔宝槻委員〕

- ・県としては、何市町村まで設置したいと考えているか。

〔高瀬会長〕

- ・この回答に関しては、議題（2）のところで回答していただければと思う。

〔渡邊委員〕

- ・すき間法案（消費者安全法）に関連して、それに該当するのか分からないが、公正競争規約はどうなっていくのか。

〔稲村消費生活課長〕

- ・景品表示法に関連した公正競争規約であるが、今回の改正によっては変更される予定はない。

〔鈴木委員〕

- ・振り込め詐欺の防止を始め、安心して生活を送るためとしているが、豊かな生活を

送るという視点が脱けているのには、違和感がある。

〔渡邊委員〕

・消費者行政の担当大臣が国会で答弁をしているが、消費者が何なのかははっきりしていないところがある。商工ローンは中小企業の問題であるのに、消費者行政担当大臣が答弁している。

・多重債務者の問題でも、金利の過払い返還業務も消費生活センターの業務としてうたわれているが、消費者の位置づけをはっきりさせる様に国の方に働きかけて欲しい。

〔新田委員〕

・商工ローンの関係から言うと、必ず保証人がいて消費者が巻き込まれている。全く排除できるものでもないと思う。

〔高瀬会長〕

・続きまして、議題の（２）「平成２１年度本県の消費者行政の概要について」、事務局より説明をお願いします。

<稲村消費生活課長から資料に基づき説明>

〔高瀬会長〕

・先ほど質問がありました、市町村における消費生活センターの設置目標数について事務局からお願いします。

〔稲村消費生活課長〕

・数値目標を計画に含むかどうかは、具体的には定めていない。市には、専門の窓口、相談員を置くようになればと考えている。しかし、交付金が相談員の人件費に使えないこともあり、順次消費者行政の強化を進めていきたい。

〔加藤（幸）委員〕

・国の方では消費者庁を作るが、県の方では窓口としては、消費生活センターがやるようになるのか。

・食の安全・安心アカデミーという事業は、県では今までも食の安全の事業を行ってきたが、県の組織はどうなるのか。

〔稲村消費生活課長〕

・消費者庁は、基本的部分はコントロール・指導するが、末端部分はそのままである。

実際に消費者庁設置に伴う組織改編は考えていない。しかし、庁内に消費者問題調整会議を設置し連携を図っていきたい。

・食の安全については、保健福祉部に庁内の窓口となって対応する組織ができる予定である。

〔鈴木委員〕

・高齢者のためのサプリメントは、どこにその窓口があるのか？
アガリスク、皇潤…。

〔稲村消費生活課長〕

・消費生活課で薬事相談をやっている。薬もあるが、健康食品の相談も受け付けている。栄養だと健康増進法、薬だと薬事法などに分かれているが、消費者庁の方で進めていくことになるのではないか。

〔渡邊委員〕

・消費者への啓発・活動支援、センター相談対応機能の強化へのお願いであります、啓発活動を行う際に、消費生活相談を受ける際のルールを啓発することも充実した相談業務が行えるようになるのではないか。

・相談を受けた結果の報告が、消費者からセンターになされないで、そのまま事案引きずるようなことがあるのではないか。（啓発を）きめ細やかな内容にしてほしい。
相談した後に、どのように解決されたのかの情報を提供するような方向にもっていくと良いのでは。

・食の安全に関連して、消費者問題調整連絡会議を設置するとあったが、歴史的な経緯をたどると、昭和52年当時消費生活条例を作るに当たって、庁内に連絡会議ができたが、小売、流通業者なども入っていた。小売、流通業者などもメンバーに入れてほしい。

・基金の活用についてであるが、人材の育成、消費者団体育成に重点をおいて予算を拡充してほしい。

〔村野井委員〕

・消費者団体への支援を期待していたが、委託もないということではっきりした。公益信託うつくしま基金を活用しようと思ったが、条件が合わずダメであった。ボランティアでやっていこうということになったが、そういう小さな団体を元気づけるような事業をやってほしい。

〔稲村消費生活課長〕

・財政的支援ではなくて間接的な支援になるが、団体の方が日常的に活動できるようなスペースを確保していきたい。また、今まで、意見交換をする機会がなかったわけであるが、県内3方部で意見をいただきながら、御相談を申し上げていきたい。

〔渡邊委員〕

・庁内各部局との連携とあるが、地方振興局の位置づけは新規事業との兼ね合いでどうなっていくのか。

〔稲村消費生活課長〕

・地方振興局には消費生活の窓口はあるが、実際に取り組んでいるのが、多重債務相談と物価調査である。強化事業の中で振興局を強化するのではなく、県民の利便性を考えると市町村の窓口の強化が大切なのではないか。

〔加藤（幸）委員〕

・独立行政法人雇用・能力開発機構が設置した「私のしごと館」が批判されたが、（消費生活センターの改修では）良い施設を作ってほしい。

・団体支援も大事であるが、個人を対象とした講座も良いのではないか。県社会福祉協議会では、無料で講座を受け入れている。

・福島市では、非常勤の相談員がいるが、休みの日にどうしても相談したいという人もいると思う。休みの日に相談できるようにしてほしい。消費生活相談員を増やすとか、相談時間を増やすとか、生きたお金の使い方をしてほしい。

〔稲村消費生活課長〕

・展示機能については、国のような大がかりなものではなく、今よりも自ら探し出しやすいような、わかりやすく、もっと使いやすいものにしようというものである。

・当課で実施している出前講座であるが、呼ばれればどこにでも行っている。食の安全に関する出前講座も行う予定である。休日の相談については、地方レベルで対応するのは難しい。国の方で対応する予定である。

〔舟木委員〕

・食の安全・安心アカデミーについて、消費者・生産者・事業者と分けてやるのではなくて、消費者が事業者や生産者のことも含めて総合的に学ぶことによって、安全・安心を理解できると思う。そういう意味では消費者と生産者等と一緒に学び合う場が必要ではないか。

〔稲村消費生活課長〕

・それについては、安全安心推進大会や体験ツアーを企画している。新たな取り組みとして考えているのでよろしくお願いします。

〔鈴木委員〕

・大型量販店などの事業者も仕入から何から今はかなり気を遣っているので、そういう企画はいいと思う。

〔渡邊委員〕

・資料について、食の安全・安心の確保が際だって強調されている。必ずしも今後の消費生活問題は、食の安全・安心ばかりとは限らない。資料も例えば生活の安全・安心などとして、あまり食に限定しないで作った方がよいのではないか。

〔新田委員〕

・相談について、結果の評価があり、その辺の統計は内部にはあると思う。センターとしてできることの限界もあり、その辺のジレンマがあると思う。ワンストップですべて解決することは少ないと思う。苦労は察する。

〔渡邊委員〕

・消費生活相談には、問い合わせ、助言、あっせんの3種類があるが、相談者は意識していないことが多いから、満足度を数値で表すのは難しいのではないか。